# 財政的援助団体等監査の結果 に基づく措置事項

令和3年度

佐賀県監査委員

令和4年2月9日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により佐賀県知事及び佐賀県教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年8月24日

佐賀県監査委員 原 惣一郎

同 荒木 敏也

同 角 貞樹

同 岡口 重文

## 目 次

1 重要	そな指摘事項に係る措直事項	ı
1 — 1	補助金等交付団体関係	
【団	体に対するもの】	
	エスビージャパン株式会社(さが創生推進課)	1
	一般社団法人佐賀県造園建設業協会(まちづくり課)	2
【所	管課に対するもの】	
	さが創生推進課(エスビージャパン株式会社)	4
	まちづくり課(一般社団法人佐賀県造園建設業協会)	5
1 – 2	公の施設の指定管理者関係	
【所	管課に対するもの】	
	まなび課(公益財団法人佐賀県教育文化振興財団、特定非営利活動法人みんな	(D)
	森プロジェクト)	7
	[佐賀県波戸岬少年自然の家、佐賀県北山少年自然の家]	
2 その	)他指摘事項・検討事項に係る措置事項	8
2 – 1	各団体に対するもの	
【出	<b>投資団体】</b>	
	公益財団法人佐賀県芸術文化協会(文化課)	8
	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金(福祉課(現社会福祉課所管)) …	8
	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団(長寿社会課)	8
	公益財団法人佐賀県健康づくり財団(健康増進課(現健康福祉政策課所管))…	9
	公益社団法人佐賀県農業公社(農産課(現農業経営課所管))	9
【補	前助金等交付団体】	
	一般社団法人佐賀県観光連盟(観光課)	10
	社会福祉法人まごころ会 (障害福祉課)	10
	社会福祉法人西九福祉会(障害福祉課)	10
	特定非営利活動法人くすの木(障害福祉課)	11
	学校法人慈恩学園 (こども未来課)	12
	職業訓練法人唐津美容訓練協会(産業人材課)	12
	川副町土地改良区(農地整備課)	13
	鹿島市土地改良区(農地整備課)	13
	鹿島市多良岳土地改良区(農地整備課)	14
	一般社団法人佐賀県木材協会(林業課)	14

【公の施設の指定管理者】	
さが 21 県民の森管理運営共同事業体(森林整備課)	15
[佐賀県立 21 世紀県民の森]	
2-2 各所管課・関係課に対するもの	
【補助金等交付団体関係】	
法務私学課(学校法人江楠学園)	16
法務私学課(学校法人九州国際学園)	16
さが創生推進課(エスビージャパン株式会社)	17
観光課(一般社団法人佐賀県観光連盟)	18
長寿社会課(社会福祉法人長生会、社会福祉法人ナイスランド北方)	18
長寿社会課、スポーツ課、文化課	
(公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団)	19
障害福祉課(社会福祉法人まごころ会)	20
障害福祉課(特定非営利活動法人くすの木)	20
こども未来課(学校法人慈恩学園)	20
産業人材課(職業訓練法人唐津美容訓練協会)	21
生産者支援課(唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会)	22
畜産課(公益社団法人佐賀県畜産協会、武雄市家畜防疫協会)	23
林業課(一般社団法人佐賀県木材協会)	24
保健体育課(佐賀県高等学校野球連盟)	24
【公の施設の指定管理者関係】	
文化課(乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体)	25
[佐賀県立宇宙科学館]	
人権·同和対策課(一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会) ············	26
[佐賀県解放会館]	
森林整備課(さが 21 県民の森管理運営共同事業体)	26
[佐賀県立 21 世紀県民の森]	
【関係課関係】	
人事課(乃村・松尾宇宙科学館活性化事業体[所管課:文化課])	27
財政課(エスビージャパン株式会社[所管課:さが創生推進課])	28

## 1 重要な指摘事項に係る措置事項

### 1-1 補助金等交付団体関係

## 【団体に対するもの】

【団体に対するもの】	
監 査 対 象 団 体	エスビージャパン株式会社
所 管 課	さが創生推進課
監查執行年月日	令和3年10月5日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金関係】	
(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受	○ 補助対象経費について精査を行い、補助
領しているものがあった。	金の交付が過大となっているものについ
① 補助対象経費のうち人件費につい	ては、速やかに実績報告書の修正を行い、
て、補助金交付要綱上「補助事業者が	返還をする。
補助事業に直接従事する従業員に対し	
て支払う給与・賃金に限る」と規定さ	
れているにも関わらず、従業員ではな	
い役員に対する報酬を含めた金額で報	
告されていた。	
過大補助金受領額 1,080,000円	
関連補助対象経費(正) 0円	
(誤) 1,080,000円	
(差額) 1,080,000円	
補助金受領額 (正) 0円	
(誤) 1,080,000円	
(差額) 1,080,000円	
② 補助対象経費は原則として実際に発	
生、支出のあった経費でなければなら	
ないところ、補助対象経費のうち人件	
費について、支払額に基づいて算定し	
た日額単価を上回る団体の役務事業に	
おける営業単価(間接経費、粗利益を	
含んでいると考えられる)に準じた単	
価を用いて算定、報告されていた。	
過大補助金受領額 1,825,137円	

関連補助対象経費 (正) 1,614,863 円

(誤) 3,440,000円

(差額) 1,825,137 円

補助金受領額 (正) 1,614,863円

(誤) 3,440,000円

(差額) 1,825,137 円

(2)消費税仕入税額控除額の報告がなされていなかった。

補助対象経費として報告された金額に 含まれる消費税相当額について、消費税 及び地方消費税の確定申告において仕入 税額控除を受けたにも関わらず、補助金 交付要綱に規定された報告がなされてい なかった。

補助対象経費中の課税仕入に係る仕入控除 税額推定額

585,280 円

○ 仕入税額控除に係る報告の要否の確認を 行い、必要な場合は速やかに報告を行う。

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県造園建設業協会
所 管 課	まちづくり課
監 査 執 行 年 月 日	令和3年9月2日

#### (監査の結果)

【花と緑を育む地域づくり推進事業補助金関係】

(1) 実際の支出額に基づかない補助対象経費を報告し、補助金を過大に受領していた。

補助対象経費は補助事業実施にあたって団体が実際に支出した経費とすべきところ、事業計画における見積額を補助対象経費として実績報告していた。

#### (措置の内容)

- 令和3年度事業については、会員企業 が一部の費用を負担する従来のやり方を改 め、補助対象経費は本協会が支出した金額と することに是正を行った。
- なお、事業実績の再精査を行う過程で、 実績報告の数量の一部に誤りが判明し、補助 金 (924,000円) を過大受領していたため、

本事業は、団体が理事会で指名した会員企業と補助金相当額(見積額の半額)で委託契約し、当該金額を超過する事業費は受託企業が負担する形で実施されていた。本件の補助対象は団体であり、補助対象経費は団体が支出した事業費であるところ、上記見積額を補助対象経費として報告し、補助金を過大に受領していた。

今後、県に対し当該金額の返還手続を行う。 ○ 今後は、交付要綱等を十分に確認し、同様 の誤りが生じないように、補助対象経費を十 分精査した上で実績報告を行う。

過大補助金受領額 13,758,000 円

#### 補助対象経費

(正(契約額)) 27,511,000円

(誤(見積額)) 55,022,000 円

(差額) 27,511,000円

#### 補助金受領額

(正(契約額)) 13,753,000円

(誤(見積額)) 27,511,000円

(差額) 13,758,000円

### 【所管課に対するもの】

所官謀に対するもの】	課	さが創生推進課
	体	エスビージャパン株式会社
(監査の結果)	11	(措置の内容)
【佐賀県地域活性化等起業支援事業費	費補助金関係】	○ 補助対象経費について精査を行った結
(1)補助金事務に関し、適正	_	果、従業員ではない役員に対する報酬が補
あった。		助対象経費となっていたため、補助金返還
実績報告の審査が不適正	で過大に補助	に向けた手続を進めている。
金を交付しているものがあ		- 今後は、補助事業に係るチェックリスト
		   を作成し、補助事業者及び県担当者の理解
① 補助対象経費のうち人作	‡費につい	を深め、再発防止に努める。
て、補助金交付要綱上「ネ	補助事業者が	
補助事業に直接従事する行	従業員に対し	
て支払う給与・賃金に限る	る」と規定さ	
れているにも関わらず、彳	従業員ではな	
い役員に対する報酬を含め	めた金額で実	
績報告がなされていたが、	それを看過	
していた。		
過大補助金交付額 1,	, 080, 000 円	
関連補助対象経費 (正)	0 円	
	, 080, 000 円	
( <u>差</u> 額) 1,	, 080, 000 円	
   補助金交付額 (正)	οШ	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0円	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 080, 000 円 , 080, 000 円	
(左供) 1,	, 000, 000 🗇	
② 補助対象経費は原則とし	て実際に発	   ○ 補助対象経費のうち人件費については、
生、支出のあった経費でな		当該補助金交付要綱には人件費単価の積算
ないところ、補助対象経動		方法についての規定を設けておらず、補助
費について、支払額に基づ		対象経費として妥当と考えている。
た日額単価を上回る団体の		
おける営業単価(間接経費	費、粗利益を	
含んでいると考えられる)	に準じた単	
価を用いて算定、報告され	れていたにも	
関わらず、それを容認して	ていた。	
過大補助金交付額 1,82	5,137 円	

関連補助対象経費 (正) 1,614,863円

(誤) 3,440,000円

(差額) 1,825,137 円

補助金交付額 (正) 1,614,863 円

(誤) 3,440,000円

(差額) 1,825,137 円

所	管	課	まちづくり課
監	査 対 象	団体	一般社団法人佐賀県造園建設業協会

#### (監査の結果)

【花と緑を育む地域づくり推進事業補助金関係】

(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。

所管課は実績報告書の審査において、 補助対象経費が団体の実際の支出額では なく、事業計画における見積額で計上さ れていることを了知していたが、見積額 が実施事業に対して妥当であると判断し たこと及び事業計画において予定されて いた業務が完了されていたことから当該 補助対象経費報告額を承認し、補助金を 過大に交付していた。

また、本補助制度では補助事業者が補助金額と同額以上を自己負担することとされているが、当該補助事業の規模は団体の通常の予算規模を大幅に上回っており、補助事業としての制度設計に検討を要する部分(補助率や補助事業者の設定など)があった。

過大補助金交付額 13,758,000 円

#### 補助対象経費

(正(契約額)) 27,511,000円

(措置の内容)

- 令和3年度事業については、団体に対し 従来のやり方(会員企業が一部の費用を負 担)の見直しを求めるとともに、補助金交 付は団体の支出額に基づくことに是正を行った。
- 過大交付との指摘については、
  - ・ 補助対象経費について、補助対象者で ある団体の支出額ではなく事業計画の見 積額(費用は団体と会員企業が折半)と していたものの、実態としては本補助事 業の目的や内容に沿ったものであること
  - ・ 事業計画の見積額については、県として公共積算基準に照らし妥当であることを確認していること及びその金額を補助対象経費とすることは、県も了知していたこと
  - ・ 団体の事業により緑化活動が確実に実施されて事業目的が達成されていること
  - ・ 補助金は本事業の目的である緑化活動 の支援に確実に支払われており、団体が 不当な利益を得ているものではないこと から、団体に対して補助金返還は求めない こととしている。
- ただし、今回、事業実績の再精査を行う

(誤(見積額)) 55,022,000円 (差額) 27,511,000円

#### 補助金交付額

(正(契約額)) 13,753,000円 (誤(見積額)) 27,511,000円 (差額) 13,758,000円 過程で、団体から実績報告の錯誤の報告があり、補助金が過大交付となっていたことが判明したため、過大交付額(924,000円)については、今後、団体に対し返還を求める。

- 今後は、実績報告書の審査において、補助対象経費が団体の支出に基づくものであることの確認を厳正に行うとともに、実績と積算内容の整合確認を徹底し再発防止に努める。
- なお、補助事業の制度設計については、 団体とも十分議論し、本事業の目的達成に 向けて、よりよい制度に見直しを行ってい く。

#### 1-2 公の施設の指定管理者関係

#### 【所管課に対するもの】

	所		管	i	課	まなび課
	監	查	対 象	団	体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団、
						特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト
ſ	(m) 1: (1 m)					(III per I pela)

#### (監査の結果)

【佐賀県波戸岬少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家関係】

(1) 指定管理委託料を過大に交付している ものがあった

新型コロナ感染症対策として県の指示により指定管理施設の食堂の供用を停止及び県内利用者に制限したことに伴い、停止及び制限期間中の食堂従業員の人件費、光熱水費、及び廃棄した食材の購入に要した経費を指定管理委託料として特別に交付していた。

当該委託料は、県が金額を積算し指定 管理者に提示したうえで、県と指定管理 者との間で結ばれる指定管理に係る令和 2年度協定書を変更し交付されている が、食堂従業員の人件費に対して別途雇 用調整助成金が交付されているにもかか わらず、積算に際して同助成金を差し引 かなかったため、当該委託料と雇用調整 助成金が重複することとなり、委託料が 過大に交付されていた。

#### 委託料過大交付額

佐賀県波戸岬少年自然の家 164,630 円 佐賀県北山少年自然の家 805,482 円

#### (措置の内容)

- 今後、指定管理委託料において今回のような特別な算定を行う際は、指定管理者から、より詳細に聞き取り把握するなどした上で、適切に積算を行う。
- なお、新型コロナ感染症対策として県が 食堂の供用停止など施設の利用制限を指示 したことにより食堂の売上が大幅に減少 し、指定管理委託料を追加交付しても、な お食堂経営は赤字であったため、返還を求 めることはしない。

## 2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

## 2-1 各団体に対するもの

### 【出資団体】

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県芸術文化協会
所 管 課	文化課
監查執行年月日	令和3年7月12日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 会計処理規程によらない支出がされて	○ 会計処理規程の内容確認を改めて行うと
いるものがあった。	ともに、規程に則って事務処理を行うよう
団体からの支出は、債権者の請求書に	団体職員への周知徹底を図った。
基づき、支出決議書を作成して行わなけ	
ればならないとされているが、実際は、	
支出決議書を作成せずに職員が立替払を	
しているものがあった。	

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金
所 管 課	福祉課 (現社会福祉課所管)
監 査 執 行 年 月 日	令和3年10月7日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 負担金の支出で適正でないものがあっ	○ 過大負担となっていた 434,924 円を令和
た。	4年3月29日に返還した。
社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の	○ 今後は、事業費算定に当たり、佐賀県社
職員が業務に従事しており、業務の従事	会福祉協議会との協定内容を再度確認し、
割合によって人件費を当該協議会に対し	事業費の算定を精査することとした。
て負担している。	
このうち県派遣職員は勤勉手当、時間	
外勤務手当及び社会保険料のみに従事割	
合を乗じて算出すべきところ、人件費全	
体に従事割合を乗じて算定したため、負	
担額が過大に算定されていた。	
過大負担額 434,924円	

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和3年7月12日

#### (監査の結果)

【佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費補助金関係】

(1)補助金事務に関し、適正でないものがあった。

補助事業の内容の変更を行っているに もかかわらず、変更承認手続きを行って いなかった。

#### (措置の内容)

○ 補助事業の内容について、報償費・費用 弁償(コロナ禍で実施できなかった講演会 の費用)を役務費(事業 PR)として執行し たが、変更手続を行っていなかった。

今後は、このような事務手続の不足がないよう手続時において、適正な事務の執行に努めたい。

公益財団法人佐賀県健康づくり財団
健康増進課 (現健康福祉政策課所管)
令和3年8月3日
(措置の内容)
○ 再発防止策として、100万円を超える購
入・改修等の案件は、必ず常務理事会へ提
案を行うことから、常務理事会速報等を基
に契約締結が必要な案件のリストを作成
し、グループウェアを活用しながら、契約
書の取り交わしを確実に行うチェック体制
を整えた。また、このことについて、職員
へ周知した。

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県農業公社
所 管 課	農産課 (現農業経営課所管)
監 査 執 行 年 月 日	令和3年10月5日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 団体の規程で検討を要するものがあっ	○ 職員の大部分が常勤嘱託職員であり、そ
た。	の特殊性を踏まえ、実態に即した見直しを
任期付き嘱託職員(常勤)の任期や給	行っており、引き続き改正に向けて検討し
<b>与等について定めた「常勤嘱託職員取扱</b>	ていく。
要領」を同職員が従事している業務内容	
や勤務実態に適合した内容に改正するこ	
とを検討されたい。	
(2) 承認手続で適正でないものがあった。	○ 決裁規程を全職員に改めて配布し、常時
決裁規程で理事長の決裁区分とされて	確認するよう事務改善を図った。
いるものを、専務理事が処理していた。	

## 【補助金等交付団体】

監査対象団体	一般社団法人佐賀県観光連盟
所 管 課	観光課
監查執行年月日	令和3年10月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
【一般社団法人佐賀県観光連盟補助金関係】	
(1)補助金事務に関し、適正でないもの	○ 該当する下記2事業について、財産処分
があった。	の制限を付した交付決定を行った。
間接補助事業者への補助金の交付の条	• 観光客誘致環境整備支援事業補助金
件については、県の交付要綱で財産処分	・Wi-Fi ネットワーク環境整備緊急臨時支
の制限を付すこととされているが、条件	援事業補助金
を付していないものがあった。	

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人まごころ会
所 管 課	障害福祉課
監查執行年月日	令和3年7月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金関係】	
(1)補助事業に係る契約に関し、適正でな	○ 今後、補助事業に係る要綱等を熟読し、
いものがあった。	少額随契以外の契約については原則として
補助事業を行うために締結する契約	一般競争入札に付するとともに、やむを得
で、少額随契(1件の予定金額が10万	ず単一業者との随意契約を行う場合は事前
円未満(分解を要する物品等の修繕は30	に県に確認するなど、適切な事務処理を徹
万円未満)の契約)以外の単一業者との	底する。
随意契約をしようとするときは、事前に	
県に確認することが補助金の交付条件と	
されているが、これを行わずに単一業者	
との随意契約を締結していた。	

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人西九福祉会
所 管 課	障害福祉課
監查執行年月日	令和3年6月7日

#### (監査の結果)

【令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】

(1)補助事業に係る県への報告等に関し、 適正でないものがあった。

実績報告書の提出日が、期限である会 計年度終了日を過ぎていた。

#### (措置の内容)

○ 今後、補助事業に係る要綱等を熟読し、 実績報告書の提出期限を厳守するなど、適 切な事務処理を徹底する。

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人くすの木
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	令和3年7月30日

#### (監査の結果)

【令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】

(1)補助事業に係る県への報告等に関し、 適正でないものがあった。

施設整備費において補助対象外経費と なる消火器設置費用が補助対象経費とし て計上されていた。

このため、補助金額に影響はないもの の、補助対象経費の算定を誤っていた。

補助対象経費 (正) 64,839,813 円

(誤) 64,868,914 円

(差額) 29,101 円

(2)補助事業に係る契約に関し、適正でないものがあった。

補助事業を行うために締結する契約で、少額随契(1件の予定金額が10万円未満(分解を要する物品等の修繕は30万円未満)の契約)以外の単一業者との随意契約をしようとするときは、事前に県に確認することが補助金の交付条件とされているが、これを行わずに単一業者との随意契約を締結していた。

(措置の内容)

○ 補助対象経費の過大分(補助金額には影響なし)について内容を修正した実績報告書を再提出した。

○ 今後、補助事業に係る要綱等を熟読し、 少額随契以外の契約については原則として 一般競争入札に付するとともに、やむを得 ず単一業者との随意契約を行う場合は事前 に県に確認するなど、適切な事務処理を徹 底する。

監 査 対 象 団 体	学校法人慈恩学園
所 管 課	こども未来課
監 査 執 行 年 月 日	令和3年8月17日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】	
(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受	○ 補助対象経費の過大分について内容を修
領しているものがあった。	正した実績報告書を令和4年3月17日付
補助金額算定の基礎となる処遇改善手	けで再提出した。
当の給与支払月数を、支給していない1	○ 過大に受領した補助金については、令和
名分も支給したと誤って実績報告を行	4年4月15日に返還した。
い、補助金を過大に受領していた。	○ 今後、職員への処遇改善手当の支払を確
	認したうえで、実績報告を行う。
過大補助金受領額 30,000 円	
補助金額(正) 43,906,000円	
(誤) 43,936,000円	
(差額) 30,000円	
(うち処遇改善割)	
(正) (277,000円)	
(誤) (307,000円)	
(差額) (30,000円)	

監 査 対 象 団 体	職業訓練法人唐津美容訓練協会
所 管 課	産業人材課
監查執行年月日	令和 3 年 6 月 25 日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県認定職業訓練運営費補助金関係】	
(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受	○ 過大に受領していた補助金については、
領しているものがあった。	令和3年12月27日に県へ返納を行った。
補助対象訓練生について、補助対象経	○ 指摘事項について速やかに協会内での周
費の算定基準に定める補助対象の要件で	知を行い、出勤簿の改定及び出席時間の二
ある出席率が80%を下回っているにもか	重チェックなど管理方法の見直しを行っ
かわらず、補助対象としているものがあ	た。
った。	
その結果、補助金を過大に受領してい	
た。	
過大補助金受領額 18,000円	
補助対象基準額 (正) 3,735,000円	
(誤) 3,753,000円	

(差額) 18,000円 補助金額 (正) 3,735,000円 (誤) 3,753,000円

(差額) 18,000円

監 査 対 象 団 体	川副町土地改良区
所 管 課	農地整備課
監査執行年月日	令和3年6月11日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助	
金関係】	
(1)補助事業に係る工事の施工管理に関	○ 今後は、不可視部となる施工において
し、適正でないものがあった。	は、施工計画書の提出時に写真管理の方法
水管橋の補強材の施工が工事写真で確	等を明記するよう施工業者への指導・監督
認できなかった。	を徹底していく。
<ul><li>・ 令和2年度農業水利施設ストックマ</li></ul>	また、主要構造部などで不可視部となる
ネジメント事業川副地区水管橋補修 2	箇所の施工管理においては、監督員による
号工事	段階確認を行っていく。

監 査 対 象 団 体	鹿島市土地改良区
所 管 課	農地整備課
監查執行年月日	令和3年6月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助	
金関係】	
(1)補助事業に係る契約事務に関し、適正	○ 指名業者への入札通知へ、指名停止に関
でないものがあった。	する申立書を入札前に提出する旨を記載
補助金交付要綱では、補助事業を行う	し、入札時は参加業者から申立書が提出さ
ため、請負その他の契約をしようとする	れていることを確認するよう徹底する。
場合は、当該契約に係る競争入札等に参	また、令和3年度事業の入札に際しては
加しようとする者に対し、指名停止に関	指名停止に関する申立書の提出を確認して
する申立書の提出を求め、その提出のな	いる。
い者については、競争入札等に参加させ	
てはならないとしているが、指名停止に	
関する申立書の提出を求めないまま、競	
争入札に参加させ契約決定しているもの	

があった。

監 査 対 象 団	体	鹿島市多良岳土地改良区
所 管	課	農地整備課
監査執行年月	日	令和3年6月17日

#### (監査の結果)

【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助 金関係】

(1)補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。

補助金交付要綱では、補助事業を行う ため、請負その他の契約をしようとする 場合は、当該契約に係る競争入札等に参 加しようとする者に対し、指名停止に関 する申立書の提出を求め、その提出のな い者については、競争入札等に参加させ てはならないとしているが、指名停止に 関する申立書の提出を求めないまま、競 争入札に参加させ契約決定しているもの があった。

- (2) 補助事業に係る工事の施工管理に関し、適正でないものがあった。
  - ・ 使用材料について誤った成績証明書 を添付していた。
  - 写真管理で不十分なものがあった。管の下の保護砂の状況が不明なものがあった。

(措置の内容)

○ 指名業者への入札通知へ、指名停止に関する申立書を入札前に提出する旨を記載 し、入札時は参加業者から申立書が提出されていることを確認するよう徹底する。

また、令和3年度事業の入札に際しては 指名停止に関する申立書の提出を確認して いる。

- 施工前の使用材料承認において、指定の 使用材料と承認願いに誤りがないか内容の 確認を徹底する。
- 不可視部となる施工においては、施工計画書の提出時に写真管理の方法等を明記するよう施工業者への指導・監督を徹底していく。

また、主要構造部などで不可視部となる 箇所の施工管理においては、監督員による 段階確認を行っていく。

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県木材協会
所 管 課	林業課
監査執行年月日	令和3年6月17日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金関係】	○ 乾燥木材生産工場と生産工程の連絡を密
(1) 補助金の事務手続きに関し、適正でな	にとり、完了検査に加え中間検査を行い、
いものがあった。	適期に検査時において完成写真を撮影する
間接補助事業者の成工確認にあたり、	よう改善した。
完成写真が添付されていないものがあっ	
た。	

## 【公の施設の指定管理者】

監 査 対 象 団 体	さが21県民の森管理運営共同事業体
所 管 課	森林整備課
監査執行年月日	令和3年7月6日
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県立 21 世紀県民の森関係】	
(1) 管理運営業務に関し、適正でないもの	○ 再発防止に当たっては、業務仕様書に基
があった。	づき、管理書類及び写真による施工管理の
園地の維持管理業務の施工管理は、業	徹底を図るとともに、県の指導を受けなが
務仕様書において管理書類及び写真によ	ら適切な処理を行っていく。
り管理することとされているが、一部、	
写真がなく作業を行ったことを確認する	
ことができないものがあった。	

## 2-2 各所管課・関係課に対するもの

### 【補助金等交付団体関係】

所 管 課	法務私学課
監 査 対 象 団 体	学校法人江楠学園
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県私立専修学校(専門課程・一般課程)運営費補助金】	
(1)補助金交付要綱に関し、不適切な部分	○ 補助金交付要綱の改正を行い、処分制限
があった。	の対象とする財産の価格を定めた。
補助金交付要綱に財産の処分制限の規	
定はあるものの、処分制限の対象とする	
財産の価格の定めがなかった。	

所 管 課	法務私学課
	<b>公务似于味</b>
監査対象団体	学校法人江楠学園
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】	
(1) 補助対象経費で検討を要するものがあ	○ 各学校の公租公課費の支出について調査
った。	を行い、固定資産税や補助活動に係る消費
教育については非課税となっているこ	税及び地方消費税等の税については補助対
とから、固定資産税、補助活動に係る消	象外経費とすることとした。
費税及び地方消費税等の税については補	○ あわせて、交付要綱別紙(佐賀県私立中
助対象外経費とすることを検討された	学校・高等学校運営費補助金の補助対象外
٧٠°	とする経費について)を改正し、年度内に
また、補助活動で消費税及び地方消費	通知予定である。
税の仕入税額控除を受けた場合は、補助	○ また、仕入税額控除を受けた場合の取扱
活動の補助対象経費から除外する旨を補	いについても交付要綱を改正し、年度内に
助金交付要綱に定めることを検討された	通知予定である。
٧١°	

所 管	課	法務私学課
監査対象団	] 体	学校法人九州国際学園

#### (監査の結果)

【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】

(1) 補助金事務に関し、適正でないものが

人件費等について専修学校高等課程と 専門学校との経費按分が適正でなかった ため、補助対象経費が過少になってい た。

令和2年度の補助対象経費の額に基づ き令和3年度における補助金額が算定さ れるため、実績報告の審査を適正に行わ れたい。

#### 補助対象経費

- (正) 43,800,000 円
- (誤) 37,788,000 円
- (差引) 6,012,000 円

#### (措置の内容)

- 補助対象経費の経費按分について、法人 に対し説明を行い、令和3年度の補助金額 の算定において、適正な令和2年度の補助 対象経費の額に基づいて算定を行った。
- 実績報告の審査については、補助対象経 費を精査し、適正な事務処理を行ってい く。

#### 管 課 所

#### 監査対象団体

#### (監査の結果)

【佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金関係】

- (1) は重要な指摘のため4ページに記載
- (2) 補助事業に関し、団体への指導で不適 切なものがあった。補助対象経費として 報告された金額に含まれる消費税相当額 について、消費税の確定申告において仕 入税額控除を受けたにも関わらず、補助 金交付要綱に規定された報告がなされて いなかった。

所管課は、団体が消費税の課税事業者 でありかつ補助対象経費に課税仕入が含 まれているにも関わらず、当該報告の要 否の確認を行っていなかった。

補助対象経費中の課税仕入に係る仕入控 除税額推定額

585, 280 円

#### さが創生推進課

### エスビージャパン株式会社

#### (措置の内容)

- 〇 同左
- 消費税相当額について、仕入税額控除を 受けたことが確認されたため、補助金返還 に向けた手続を進めている。

今後は、補助事業に係るチェックリスト を作成し、補助事業者及び県担当者の理解 を深め、再発防止に努める。

(3)補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。

補助事業者が、間接補助事業者から、 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額確定に伴う返還金、並びに補助事業実 施期間内の収益に係る返還金を受領した 場合の取扱いについて、補助金交付要綱 に規定していなかった。

管

課

所

かった。

○ 令和4年度から、間接補助から直接補助 に見直しを行うこととし、補助金交付要綱 を改正した。

所 管 課	観光課
監査対象団体	一般社団法人佐賀県観光連盟
(監査の結果)	(措置の内容)
【一般社団法人佐賀県観光連盟補助金関係】	
(1)補助金交付要綱に関し、不適切な部分	○ 該当する下記の補助金交付要綱につい
があった。	て、「補助金に係る仕入控除額が確定した場
間接補助事業者が消費税及び地方消費	合には、速やかに知事に報告し仕入税額控
税の納税義務者(課税事業者)であり、	除額の全部又は一部を返還する必要がある
補助対象経費に消費税及び地方消費税の	旨の規定」を加えた。
課税対象経費が含まれているにもかかわ	• 一般社団法人佐賀県観光連盟補助金交
らず、「補助金に係る仕入控除額が確定し	付要綱
た場合には、速やかに知事に報告し仕入	• 一般社団法人佐賀県観光連盟補助金
税額控除額の全部又は一部を返還する必	(地域観光支援事業)交付要綱
要がある旨の規定」又は「補助対象経費	
から、消費税及び地方消費税を除く規	
定」が補助金交付要綱に定められていな	

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人長生会、		
	社会福祉法人ナイスランド北方		
(監査の結果)	(措置の内容)		
【平成30、令和元年度佐賀県老人福祉施設等施設整備費補			
助金関係】			
(1)補助金事務に関し、検討を要するもの	○ 共有部分に係る費用の按分のため、各サ		
があった。	ービスの提供部分を明らかにした資料を提		
補助対象外経費の算定において、面積	出するよう要綱等に明示する。		
按分により補助対象外サービスに係る経	○ 団体に対し、共通費の按分について適切		
費を求めているが、補助対象外のサービ	な割合により算出し、補助対象経費を適正		

長寿社会課

スを提供する区画 (デイサービス区画) の面積のみを対象外として取り扱ってい た。

整備施設には、補助対象のサービス (老人ホーム、ショートステイ)とデイ サービスで共用する部分が存在するた め、その部分について適切な割合で経費 を按分し補助対象外経費を算定する等の 方法が考えられるところ、要綱等には共 用部分の取扱いについて明示されていな い。

複合サービス施設における共用部分の 取扱いは補助金の交付者、申請者双方に 重要な事項であり、要綱等においてその 取り扱いを明示することを検討された い。 に算定するよう指導した。

所	管	課

#### 監査対象団体

#### (監査の結果)

【佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金関係】

(1)補助金事務に関し、適正でないものがあった。

佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業のうち、さがねんりんピック開催事業についてはスポーツ課及び文化課が所管しているが、当該事業について実績報告書の確認審査を行わないまま額の確定が行われていた。

#### 【佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費補助金関係】

(2)補助金事務に関し、適正でないものがあった。

補助事業の内容が変更となったことを 把握していながら、変更承認手続きを行 わせていなかった。

#### 長寿社会課、スポーツ課、文化課

#### 公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団

#### (措置の内容)

#### <長寿社会課>

○ 今後は、補助金事務について、実績報告 書の確認審査が済んでいることをスポーツ 課、文化課に確認の上、額の確定を行う。

また、補助内容の変更などを把握した際 には団体に対し、必要な手続を行うよう促 す。

#### <スポーツ課、文化課>

○ 今後は所管課同士が密に連携し、適正な 事務執行に努める。

特に長寿社会課が「額の確定」を行う際には、文化課、スポーツ課も合議を行うこととする。

○ 団体に対し、補助金額に変更がない場合 も、事業の内容に変更があれば、変更承認 手続を行うよう指導した。

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人まごころ会
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金関係】	
(1)補助金交付要綱に関し、不適切な部分	○ 補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費
があった。	税の仕入控除額が確定した場合には、速や
補助事業者が消費税及び地方消費税の	かに知事に報告し仕入税額控除額の全部又
納税義務者(課税事業者)であり、補助	は一部を返還する必要がある旨の規定」を
対象経費に消費税及び地方消費税の課税	追加し、令和3年度分補助金から適用す
対象経費が含まれているにもかかわら	る。
ず、補助金交付要綱に「消費税及び地方	
消費税の仕入控除額が確定した場合に	
は、速やかに知事に報告し仕入税額控除	
額の全部又は一部を返還する必要がある	
旨の規定」又は「補助対象経費から、消	
費税及び地方消費税を除く規定」が定め	
	1

られていなかった。

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人くすの木
(監査の結果)	(措置の内容)
【令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】	
(1)補助金事務に関し、適正でないものが	○ 実績報告書を再提出し、九州厚生局での
あった。	補助金額の確定手続きを行っている。
補助金額に影響はないものの、補助対	○ 今後は、組織としてのチェック体制を強
象経費を誤って記載した実績報告書を受	化し、適正な事務執行に努める。
理していた。	
補助対象経費 (正)64,839,813 円	
(誤) 64,868,914 円	
(差額) 29,101 円	

所 管	課	こども未来課
監査対象団	団 体	学校法人慈恩学園

#### (監査の結果)

#### 【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】

(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補 助金を交付しているものがあった。

補助金額算定の基礎となる処遇改善手 当の給与支払月数を、支給していない1 名分も支給したと誤った実績報告を受け ていたが、これを確認することなく、補 助金を過大に交付していた。

過大補助金交付額 30,000 円 補助金額(正) 43,906,000円

(誤) 43,936,000 円

(差額) 30,000 円

(うち処遇改善割)

(277,000 円)(正)

(誤) (307,000 円)

(差額) (30,000円)

#### (措置の内容)

- 過大に交付した補助金 30,000 円について は、令和4年4月15日に返還を受けた。
- 今後、実績報告書の審査の際には、支給 明細等により処遇改善手当の支払実績を確 実に確認する。

所		徻	掌		課	
監	杳	対	象	団	体	_

産業人材課

#### 職業訓練法人唐津美容訓練協会

#### (監査の結果)

#### 【佐賀県認定職業訓練運営費補助金関係】

(1) 実績報告書の審査が不十分で課題に補 助金を交付しているものがあった。

補助対象訓練生について、補助対象経 費の算定基準に定める補助対象の要件で ある出席率が80%以上であることを関 係書類等で十分に確認せず、補助金の額 の確定を行い、課題に補助金を交付して いた。

過大補助金交付額 18,000 円

補助対象基準額 (正) 3,735,000円

(誤) 3,753,000円

(差額) 18,000円

補助金額 (正) 3,735,000 円

(誤) 3,753,000円

(差額) 18,000円

#### (措置の内容)

- 団体に対して指摘事項を周知し、今後の 実績報告書の提出に関し、正確な記載をす るよう指導を行った。
- 担当課として令和4年2月17日付で全て の認定職業訓練校に対して、今回の指摘事 項を周知するとともに、今後の適切な訓練 事務の実施について通知した。

所 管 課

唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会

監査対象団体

(監査の結果)

【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金関係】

- (1)補助事業の実施で検討を要するものがあった。
  - ① 補助事業のうち電気柵設置事業には、県単独事業と国庫事業があり、県単独事業は、国庫事業の要件を満たさないものに、国庫事業を申請し採択されなかったものを加えて交付決定しているため、交付決定が年度後半となり、事業効果の発現が遅れている。

国庫事業の要件を満たさないものに ついては、年度開始後速やかに交付決 定手続を行なうなど、県単独事業の効 果を早期に発現させるための対応が必 要と考える。

平成27年度財政的援助団体等監査に おいても所管課に対して国庫事業優先 の対応を改めることを求め、所管課も 措置状況報告において改善する旨を回 答したが実現していない。

早期の補助事業実施が行われるよう、補助金の申請及び交付決定の前倒 しの検討を強く求める。

② 有害鳥獣の捕獲を補助事業者から地 元猟友会等団体に対し委託している事 業の実績報告書について、狩猟、猟具 の維持管理、事務作業、会議など委託 事業の仕様書に定められている業務が いつどのように実施されたのかが記載 されておらず、燃料費やエサ代などの 経費支出を証する領収書等の確認がで きないことから、委託事業の実績把握 ができなかった。

令和元年度財政的援助団体等監査に おいて所管課に対して実績把握方法の 改善を求めたが対応されていない。 (措置の内容)

生産者支援課

(交付決定の前倒しについて)

○ 令和4年度事業分から、早期の事業効果 発現のため、国庫事業に係るヒアリングを 例年より早く実施することとし、各団体に 対し、補助事業の実施地区との事前協議を 早期に実施するように指示した。

(実績把握方法の改善について)

○ 各団体に対して、委託業務の実績を把握 するため、必要な書類を適切に保管してお くように指導した。

また、令和元年度に佐賀県イノシシ等被 害防止対策事業費補助金交付要綱を改正 し、委託経費内訳が明確になるように改善 を行ったが、実績が十分に把握できる内容 にはなっていなかったため、令和4年度の 要綱から、委託業務の実績内容を確認する ための様式を追加する。 補助事業の対象である有害鳥獣捕獲 委託事業が適切に実施されているか確 認できるよう、委託事業の実績把握方 法の改善の検討を強く求める。

算が確認できる様式になっていなかっ

実績報告書の様式に畜産農家の事業費 の欄を設けるなど交付金交付要綱の改正

た。

を検討されたい。

所 管 課	畜産課
監査対象団体	公益社団法人佐賀県畜産協会
	武雄市家畜防疫協会
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県消費·安全対策交付金関係】	
【公益社団法人佐賀県畜産協会関係】	
(1) 交付金交付要綱に関し、不適切な部分	○ 交付金交付要綱を一部改正し、財産の処
があった。	分制限や、国が定めた指名停止等に関する
交付事業者が交付金で防鳥ネット、動	申立書に関する規定を交付の条件に定める
力噴霧器等の財産を取得しているにもか	とともに、実績報告書に畜産農家の事業費
かわらず、交付金交付要綱に財産の処分	の内訳が分かる記載様式を追加し、令和4
制限に関する規定が定められていなかっ	年2月4日付けで事業実施主体等宛て通知
た。	した。
また、国が定めた消費・安全対策交付	
金実施要領に定める指名停止等に関する	
申立書に関する規定を交付金交付要綱の	
交付の条件に定めていなかった。	
【武雄市家畜防疫協会関係】	
(2) 交付金交付要綱に関し検討を要するも	
のがあった。	
実績報告書において、交付金事業に要	
した総事業費の内訳となる畜産農家の事	
業費の記載欄がないため、総事業費の積	

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県木材協会
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金関係】	
(1)補助金事務に関し、適正でないものが	○ 事業実施要領に規定される実績報告書の
あった。	添付書類の審査を徹底し、適切な事務処理
実績報告書に間接補助事業者の完成写	に努めていく。
真が添付されていないものがあったが受	
理し、補助金の額の確定を行っていた。	○ 関係団体に対し、事業実施要領に基づき
	成工確認を徹底するよう改めて指導すると
	ともに、再発防止に係る改善対策について
	報告するよう令和4年2月2日付けで通知
	した。

所 管 課	保健体育課
監 査 対 象 団 体	佐賀県高等学校野球連盟
(監査の結果)	(措置の内容)
【SAGA2020SSP 杯佐賀県高等学校スポーツ大会開催事業費補	
助金関係】	
(1)補助金交付要綱に関し、不適切な部分	○ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に
があった。	ついて(平成 26 年 3 月 28 日通知)」を課
補助事業者が消費税及び地方消費税の	内で供覧し、補助金交付要綱作成時等にお
税義務者(課税事業者)であり、補助対	ける留意事項について改めて周知を図っ
象経費に消費税及び地方消費税の課税対	た。
象経費が含まれているにもかかわらず、	
「補助金に係る消費税及び地方消費税の	○ また、補助金交付要綱作成の際には、「補
仕入控除額が確定した場合には、速やか	助事業チェックリスト」と活用し、内容に
に知事に報告し仕入税額控除額の全部又	不備が無いかを担当者自らがチェックする
は一部を返還する必要がある旨の規定」	とともに、起案文書に添付することによ
又は「補助対象経費から、消費税及び地	り、担当者だけでなく、決裁ラインにおい
方消費税を除く規定」が補助金交付要綱	ても確認を徹底するよう改善を図った。
に定められていなかった。	

【公の施設の指定管理者関係】	
所 管 課	文化課
監 査 対 象 団 体	乃村·松尾宇宙科学館活性化共同事業体
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県立宇宙科学館関係】	
(1) 管理委託料の取扱いで検討を要するも	○ 今後、管理委託料の額を変更すべき特別
のがあった。	な事情が生じ、年度協定書を変更し管理委
管理委託料は、当該年度における管理	託料を変更する際には、精算の規定を設け
運営業務に要した経費及び利用料金その	る。
他の収入に増減があった場合において	
も、増額又は減額しないことが原則だ	
が、特別な事情が生じた場合は、指定管	
理者と協議の上、年度協定書を変更し、	
管理委託料を変更できることとされてい	
る。	
今回、宇宙科学館に係る管理委託料に	
ついて、コロナ禍での減収等を考慮し、	
1月末時点での決算見込みにおける赤字	
額相当分、管理委託料を増額変更するよ	
う年度協定書を変更したが、最終決算で	
は純利益が計上されていた。また、年度	

純利益が生じた要因について監査で確認したところ、主には指定管理者の経営努力によるものであることが確認されたが、今後同様の事案で過大積算などがあった場合、特別な事情による本来の影響額以上の額が指定管理者に交付されるおそれがある。

協定書の変更に際し、管理委託料の精算

の規定は設定されていなかった。

ついては、管理委託料の額を変更すべき特別な事情が生じ、年度協定書を変更し管理委託料を変更する際には、例えば精算の規定を設けるなど、適切な対応を検討されたい。

所 管 課	人権・同和対策課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県解放会館関係】	
(1) 管理運営業務に関し、適正でないもの	○ 公表されていなかった事業報告書につい
があった。	ては、令和4年1月19日に佐賀県のホー
協定書で、指定管理者から事業報告書	ムページに掲載し、公表した。
を受理したときは、その内容を確認し、	
その結果を指定管理者に通知するととも	
に公表するとされているが、公表されて	
いなかった。	

所 管 課	森林整備課
監 査 対 象 団 体	さが21県民の森管理運営共同事業体
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県立 21 世紀県民の森関係】	
(1) 団体の指導で不十分なものがあった	○ 団体に対して今後、このようなことがな
園地の維持管理業務の施工管理は、業務	いよう、業務仕様書に基づき、園地の維持
仕様書において管理書類及び写真により	管理業務の施工管理が適切に行われるよう
管理することとされているが、一部、写	指導するとともに、適切な処理を行ってい
真がなく作業を行ったことを確認するこ	<
とができないものがあったことから、団	
体に対し適切に施工管理を行うよう指導	
されたい。	

#### 【関係課関係】

所		徻	荢		課	人事課
監	查	対	象	寸	体	乃村・松尾宇宙科学館活性化事業体
(監査の結果)						(措置の内容)

#### (監査の結果)

【佐賀県立宇宙科学館(文化課所管)関係】

(1) 管理委託料の取扱いで検討を要するも のがあった。

管理委託料は、当該年度における管理 運営業務に要した経費及び利用料金その 他の収入に増減があった場合において も、増額又は減額しないことが原則だ が、特別な事情が生じた場合は、指定管 理者と協議の上、年度協定書を変更し、 管理委託料を変更できることとされてい る。

今回、宇宙科学館に係る管理委託料に ついて、コロナ禍での減収等を考慮し、 1月末時点での決算見込みにおける赤字 額相当分、管理委託料を増額変更するよ う年度協定書を変更したが、最終決算で は純利益が計上されていた。また、年度 協定書の変更に際し、管理委託料の精算 規定は設定されていなかった。

純利益が生じた要因について監査で確 認したところ、主には指定管理者の経営 努力によるものであることが確認された が、今後同様の事案で過大積算などがあ った場合、特別な事情による本来の影響 額以上の額が指定管理者に交付されるお それがある。

ついては、管理委託料の額を変更すべ き特別な事情が生じ、年度協定書を変更 し管理委託料を変更する際には、例えば 精算の規定を設けるなど、適切な対応を 検討されたい。

○ 指定管理者制度に係る運用指針及び協定

書雛形を改正し、特別な事情により精算が 必要な場合には精算が行えるよう対処し、 令和4年2月16日付けで指定管理者施設 所管課へ通知した。

所 管 課	財政課
監 査 対 象 団 体	エスビージャパン株式会社
(監査の結果)	(措置の内容)
【佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金(さが	
創生推進課所管)関係】	
(1)補助金事務に関し、検討を要するもの	○ 令和4年2月28日に庁内各課に対し
があった。	て、要綱作成における補助対象経費等が補
令和3年度の財政的援助団体等監査に	助を受けるものに対して誤解を生じないよ
おいて、補助対象となる人件費を、給与	うに要綱等に正確に表現するよう、改めて
等の実支出額から算定された単価ではな	通知を行った。
く、補助事業者が設定した営業上の単価	併せて、補助事業における人件費の算出
を用いて算定し、結果的に補助金の過大	方法の基本的な考え方について示した。
交付が生じたものがあった。	
国の各省庁においては、会計検査院の	
指摘を契機として、補助事業の実施に要	
する人件費の算定方法を定め、適正化が	
図られた事例があるが、本県において	
は、同様の基準等は整理されていない。	
本県においても、国の取扱を参考に、	
補助事業の実施に要する人件費の算定方	
法の基準を定め、補助金事務の適正化を	
図ることを検討されたい。	